

老後の年金に不安はありませんか？国民年金基金に加入するなら今がチャンス！ 本年 10 月 18 日までにご加入いただくと平成 30 年分の所得から掛金が控除できます。

国民年金基金は国民年金に上乗せする公的な年金です

老国民年金基金の最大のメリットは節税対策をしながら終身年金が受けられることです。

国民年金に加入する農業や漁業、自営業の方には、サラリーマンのように報酬に比例した年金がありません。そこで、その差を埋めるために国民年金に上乗せできる公的な年金が国民年金基金です。

年金は加入する時点で将来の年金額が決まり、終身年金が基本です。また最大年間 816,000 円までの掛金の全額を所得から控除することができます。

国民年金基金に加入できる方！

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方。60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方。（日本国内に住所を有する方）ただし、国民年金の保険料の免除や納付猶予の承認を受けている方、農業者年金に加入している方は加入できません。

なお、障害年金受給等で法定免除を受けている方で、保険料の納付申出をしている方も加入できます。

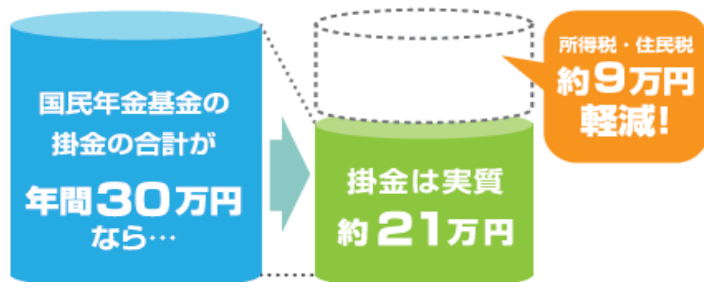


国民年金基金のポイント！

- 掛金は全額が社会保険料控除となり所得税や住民税が軽減されます。
掛金を加入者以外の親族が負担した場合やご夫婦で加入した場合は2人分の掛金全てが控除されます。
- 基本は終身年金で遺族保障のタイプもあります。
終身年金A型B型、確定年金I型からV型の計7つの型から選べます。
- 将来、年金の支給開始年齢が変わることはありません。
- 掛金を納めた期間分の年金は将来、必ず年金として受け取ることができ掛け捨てになりません。途中で亡くなられた場合は遺族一時金が支払われます。
- 年金額が12万円以上になると年6回お受け取りいただけます。
- 年金を受ける時は公的年金等控除が受けられます。
- 掛金は途中で増額や減額、一時休止ができます。
一時休止後に再開する場合は、加入時の掛金で再開できます。

掛金の全額（最大81万6千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

例えば、課税所得金額が約400万円の場合…



(所得税率 20.42%、住民税率 10%)

10月18日までにご加入いただいた方にくまモンQUOカード(3,000円分)を差し上げるキャンペーン実施中です！詳しくは下記へ。

フリーダイヤル ロゴ ヨイクニ
FreeDial 0120-65-4192
<http://www.kumamotokikin.or.jp>
熊本県国民年金基金
〒862-0956 熊本中央区水前寺公園14-22(パークビル7階)
☎096(387)2220

QRコード対応の
ケータイ電話なら
簡単にアクセス!

